



# 群馬労働局の取組 トピックス

(改正育児・介護休業等説明会、両立支援等助成金)



発信者 雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

## ①「改正育児・介護休業法等説明会」を実施します！～オンライン(ZOOM)による実施～

### 【群馬労働局主催「改正育児・介護休業法等説明会」に関するお知らせ】

育児休業法（現：育児・介護休業法）は平成3年に制定、平成4年4月から施行されました。当時から男女とも育児休業を取得することができましたが、施行30年を経過した現在、男性の育児休業取得率は年々上昇しているものの、令和3年度で13.97%と、女性（85.1%）に比べ大きな差があります。少子高齢化が急速に進行する中で、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現するためには、「育児・家事は女性がするもの」「男性が育児休業を取得するなんてありえない」等の考えや風潮を改め、社会全体で男性の育児休業取得を促進することが求められます。

このような情勢を踏まえ、男性の育児休業取得をこれまで以上に促進するとともに、職場全体の雇用環境整備を進めるため、育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から3段階で施行されます。令和4年10月からは第2段階目として、産後パパ育休（出生時育児休業）や育児休業の分割取得がスタートしますので、当局では皆様に改正の内容をよりご理解いただくため、説明会を開催します。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインにより実施しますので、是非ご参加ください。分かりやすく丁寧に説明をいたします。

### 【オンライン (ZOOM) 説明会の日程等は以下のとおり】

#### ○日時・定員

- 第1回 令和4年9月6日（火）13:30～15:15 300人
- 第2回 令和4年9月9日（金）13:30～15:15 300人

#### ○申込期限 ※参加は申込順となります。定員に達した場合は期限前に申込終了とさせていただきます。

- 第1回 令和4年8月30日（火）
- 第2回 令和4年9月2日（金）

#### ○内容

- ①改正・育児介護休業法について～令和4年10月からの改正内容を中心に～
- ②育児休業給付制度について
- ③女性活躍推進法の制度改正について
- ④群馬働き方改革推進支援センターからのお知らせ

群馬労働局

**改正育児・介護休業法等説明会のご案内**

改正・育児介護休業法が令和4年4月1日から順次施行され、10月からは産後パパ育休法もスタートします。また、令和4年7月8日女性活躍推進法の省令・省令が改正され、常用労働者30人以上の大企業は男女の両方の事業について参加を要することが義務づけられました。本説明会では、改正育児・介護休業法の説明のほか、育児休業給付制度の内容や、女性活躍推進法の制度改正内容について説明をしますので、是非ご参加ください。

| オンライン (ZOOM) 形式 (受付サイトより申込)              |      |          |
|--|------|----------|
| 開催日時                                     | 定員   | 申込期限     |
| 令和4年9月6日（火）<br>13:30～15:15 (接続開始 13:00～) | 300人 | 8月30日（火） |
| 令和4年9月9日（金）<br>13:30～15:15 (接続開始 13:00～) | 300人 | 9月2日（金）  |

※参加は申込順となります。定員に達した場合は、参加をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

**内容**

- 1 改正育児・介護休業法について  
～令和4年10月からの改正内容を中心に～
- 2 育児休業給付制度について
- 3 女性活躍推進法の制度改正について
- 4 群馬働き方改革推進支援センターからのお知らせ

説明会申込～参加までの流れ

①参加希望の方は、下記登録用URLにアクセスいただき、会社名、お名前、メールアドレス等を事前にご登録ください。  
URL: <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>

労働局・労働基準監督署説明会受付サイト

②受付完了メールにて、URL、ID、パスワードを通知しますのでご確認ください。

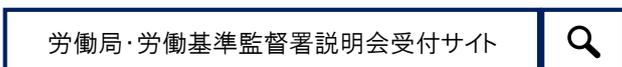
③当日、接続開始時間になりましたら、受付完了メールに記載されているURLにアクセスいただき、ご参加ください。

【問合せ先】 群馬労働局雇用環境・均等室 ☎027(896)4739  
〒371-8567 群馬県太田市2丁目3番1号 群馬地方合同庁舎8階

### 説明会申込～参加までの流れ

①参加希望の方は、下記登録用URLにアクセスいただき、会社名、お名前、メールアドレス等を事前にご登録ください。

URL : <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>

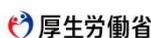


②受付完了メールにて、URL、ID、パスワードを通知しますのでご確認ください。

③当日、接続開始時間になりましたら、受付完了メールに記載されているURLにアクセスいただき、ご参加ください。



申込先QRコード



## ② 両立支援等助成金(出生時両立支援コース、育児休業等支援コース)が変わりました!

### 【令和4年度 両立支援等助成金(出生時両立支援コース、育児休業等支援コース)のお知らせ】

○ 「両立支援等助成金」は、職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”を行う事業主を支援する制度です。令和4年度からの改正育児・介護休業法が施行に伴い**出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)**及び**育児休業等支援コース**について、制度内容の変更がされました。また、育児休業を取得した労働者の業務を代わりに行う**代替要員確保**に対する支援についても見直しがされています。

いずれも対象は中小企業事業主となっています。

助成金を活用して、人材の確保や育児と仕事が両立しやすい職場づくりを進めましょう。

厚生労働省

### 両立支援等助成金 (出生時両立支援コース、育児休業等支援コース) が令和4年度から変わります

「両立支援等助成金」は、職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”を行う事業主を支援する制度です。改正育児・介護休業法の施行に伴い、令和4年度から、出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)及び育児休業等支援コースについて、制度内容の変更を行います。また、育児休業を取得した労働者の業務を代わりに行う代替要員確保に対する支援についても見直しました。

#### 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

##### I 男性労働者が育児休業を取得した場合

男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合に対する助成を見直します。

| 変更前(育児休業取得)   | 変更後(第1種) <span style="color: red;">New</span>   |
|---|---|
| <b>主な要件</b><br>・男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行うこと。<br>・男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得すること。<br><br>※対象の男性労働者に対して、育児休業の取得を個別に後押しする取組を行った場合、加算して支給(個別支援加算)。 | ・育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること。<br>・男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得すること。<br><br>・育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。<br><br>※育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用(派遣を含む)した場合、加算して支給(代替要員加算)。 |
| <b>対象</b> 大企業、中小企業  | 中小企業のみ  |
| <b>助成額</b> 人数、育児休業取得期間に応じて変動  | 20万円(1事業主1回限り)<br>※代替要員加算:20万円(代替要員が3人以上の場合45万円)  |

##### II 男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合 New

上記第1種の支給を受けた事業主において、男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合に対する助成(第2種)を新設します。

| 変更前         | 変更後  |
|-------------|--|
| <b>主な要件</b> | ・第1種の支給を受けていること。<br>・育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること。<br>・育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。<br>・男性労働者の育児休業取得率が、第1種の支給を受けてから3事業年度以内に30%以上上昇していること。<br>・育児休業を取得した男性労働者が、第1種の申請に係る者の他に2名以上いること。 |
| <b>対象</b>   | (新設) 中小企業のみ  |
| <b>助成額</b>  | (新設) 育児休業取得率が30%以上上昇したのが、第1種の支給を受けてから<br>・1年以内:60万円<75万円><br>・2年以内:40万円<65万円><br>・3年以内:20万円<35万円><br>※<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額。   |

##### III 男性労働者が育児目的休暇を取得した場合

育児目的休暇を取得した場合に対する助成は廃止します。 <裏面へ続く>

### 2 育児休業等支援コース

これまで、「代替要員確保時」と「職場復帰時(職場支援加算)」において実施していた代替要員確保に対する支援内容を、「業務代替支援」として見直します。

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| <b>主な要件</b><br><br><b>●代替要員確保時</b><br>・育児休業取得者を原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定すること。<br>・労働者が3ヶ月以上の育児休業を取得すること。<br>・上記労働者を原職等に復帰させ、さらに6ヶ月以上継続雇用すること。<br>・育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用(派遣を含む)すること。<br>※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、加算して支給(有期雇用労働者加算)。<br><br><b>●職場復帰時(職場支援加算)</b><br>・育児休業支援プランを作成し、労働者の3ヶ月以上の育児休業取得後、原職等に復帰させ、さらに6ヶ月以上継続雇用すること。<br>※育児休業取得者の業務を社内の他の労働者に代替させ、業務の見直し・効率化を行うとともに、当該業務を代替した労働者に対して増額して賃金を支払った場合、加算して支給(職場支援加算)。 | <b>●業務代替支援 <span style="color: red;">New</span></b><br><b>【新規雇用】</b><br>・育児休業取得者を原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定すること。<br>・労働者が3ヶ月以上の育児休業を取得すること。<br>・上記労働者を原職等に復帰させ、さらに6ヶ月以上継続雇用すること。<br>・育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用(派遣を含む)すること。<br><br><b>【手当支給等】</b><br>・育児休業取得者を原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定すること。<br>・労働者が3ヶ月以上の育児休業を取得すること。<br>・上記労働者を原職等に復帰させ、さらに6ヶ月以上継続雇用すること。<br>・育児休業取得者の業務を社内の他の労働者に代替させ、業務の見直し・効率化を行うとともに、当該業務を代替した労働者に対して増額して賃金を支払うこと。<br><br>※【新規雇用】【手当支給等】ともに、育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、加算して支給(有期雇用労働者加算)。 |
| <b>対象</b> 中小企業のみ   | 中小企業のみ   |
| <b>助成額(対象労働者1人当たり)</b>   | <b>●代替要員確保時</b> 47.5万円<60万円><br>有期雇用労働者加算:9.5万円<12万円><br>1事業主当たり1年度10人まで5年間支給<br><br><b>●職場復帰時</b> 28.5万円<36万円><br>職場支援加算:19万円<24万円><br>1事業主当たり2人まで支給(無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人)<br><br>※<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額。  |
|  | <b>●業務代替支援 <span style="color: red;">New</span></b><br><b>【新規雇用】</b> 47.5万円<60万円><br><b>【手当支給等】</b> 10万円<12万円><br>有期雇用労働者加算:9.5万円<12万円><br>1事業主当たり1年度10人まで5年間支給<br><br><b>●職場復帰時</b> 28.5万円<36万円><br><br>※<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額。   |

◎その他詳しい支給の要件や手続、生産性要件等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、申請する管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

2022年3月15日作成

### 両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続、生産性要件等について

○お問い合わせ先

群馬労働局雇用環境・均等室 TEL 0287-896-4739

○ホームページ URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)



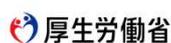
ホームページQR

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!



# 群馬労働局 雇用環境・均等室